

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な雇用対策について

(1) 持続可能で自立したまちづくりを進めるため、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体が実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。

特に、就職困難者の雇用や新規雇用の創出に取り組む企業や労働者の失業予防・雇用安定を図る企業に対する支援制度を拡充すること。

(2) 地方の中小企業の働き方改革について、長時間労働やハラスメント等の法令違反等が疑われる企業に対して適切な措置を講じること。

また、賃金・待遇改善策に対する支援措置の拡充を図ること。

さらに、テレワークやワーケーション等の柔軟な働き方を一層推進するとともに、従業員が休暇を取得しやすくなる環境整備に取り組む企業に対する支援措置を拡充すること。

(3) 女性の雇用対策については、若年妊産婦が社会的自立を果たすため、就労支援等の必要な支援策を講じること。

(4) 高齢者の雇用対策を充実すること。

また、シルバー人材センター事業については、地域の実情を勘案した適正な事業運営のため、十分な財政支援をはじめ、所要の措置を講じること。

(5) 令和5年10月の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入に当たっては、シルバー人材センター事業の安定的な運営が可能となるよう適切な措置を講じること。

2. 育児・介護・病気治療休業や不妊治療のための休暇等を取得しやすい環境の更なる整備を図ること。

また、育児・介護休業法で定める育児休業について、期間を最大2年に延長するなど、制度の拡充や手続きの簡素化を図ること。

3. 中小企業や小規模事業者の生産性の向上や事業の継続が図られるよう外国

人材の受け入れに対し、必要な支援措置を講じること。

4. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を撤廃し、設置の継続を可能にすること。

5. 地域若者サポートステーション事業について、委託期間を少なくとも3年とすること。

また、都市自治体が民間団体と連携して実施する支援事業について、十分な財政措置を講じること。